

6月1日以降の須坂市としての対応について

令和2年(2020年)6月1日
新型コロナウイルス感染症須坂市対策本部

5月25日、政府は全国すべての都道府県の「緊急事態宣言」を解除し、「新しい生活様式」に基づく行動や基本的な感染防止策の徹底・継続により、外出自粛やイベント開催制限について段階的緩和の目安を示しました。

5月29日に6月1日以降の長野県としての対応「『新しい生活様式』の定着と経済活動の両立」が示されたことから、これらに基づき、須坂市として次の対応を実施します。

I 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組

1 市民の皆さまへ

(1) 基本的な感染防止策の徹底

基本的な感染防止策として、「人との接触機会を減らす」、「人と人との距離を確保する」、「人と会話する際はマスク（布マスク等で可）を着用する」、「3つの密を避ける」、「訪問先での換気の徹底」、「手洗い等の手指衛生を実行する」などを継続し、「新しい生活様式」の実践のため「信州版新たな日常のすゝめ」を定着させてください。

本人または同居者に発熱や風邪等の症状がある場合には外出しないでください。

(2) 県外との往来について

6月18日までの間は5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）との間の往来については慎重に対応してください。

往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行ってください。

(3) 人権への配慮について

患者・感染者・医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など市民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族、感染が広がっている地域に滞在していた方々、県外から来られた方々に対し、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

2 事業者の皆様へ

(1) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物

理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底をお願いします。（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく長野県知事の要請）

- (2) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底してください。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握を検討してください。

- (3) 観光・宿泊施設等については、6月中旬以降は近県中心、7月以降は全国に対するPR活動を実施するよう準備をお願いします。

II 須坂市として取組

1 市関係施設について

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインに沿って適切な感染防止策の徹底を図りながら運営する。

2 市主催の会議・イベント等について

- (1) 会議について

感染防止策の徹底を図りながら実施します。

- (2) イベント等について

ア 感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期します。

イ 6月1日～6月18日までは、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の人数とし、屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）して開催します。

ウ 6月19日～7月9日までは、屋内・屋外とも1,000人以下で、この人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の人数とし、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）して開催します。

なお、全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重に対応します。

エ 7月10日～7月31日までは、屋内・屋外とも5,000人以下で、この人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の人数とし、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）して開催します。

オ 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場

合には参加者数のみとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者の合計とします。

また、上記の人数に満たないイベント等であっても、形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じます。

※民間が主催するイベント等についても上記基準を遵守してください。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく長野県知事の要請）

3 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、今後事業活動を行う上で必須となる感染症対策への対応を促進するため、地域の事業活動における消費の促進を支援します。

4 学校・保育園・児童クラブについて

- (1) 小・中・支援学校は6月1日から全員登校、5日までは簡易給食、8日から通常給食を実施する。
また、水泳の授業も行う。
- (2) 夏季休業は、小学校が8月5日から18日まで、中学校は8月8日から17日まで
- (3) 保育園・児童クラブは原則、開所しますが、家庭等に保護者が在宅（在宅勤務、テレワーク等）の場合は、利用を控えてください。
7月からは通常保育とします。